

令和7年度こども園の園児を募集します

4月から「こども園つみき」と「宮の森こども園」に入園を希望する園児を募集します。

募集期間

令和6年10月21日(月)～令和6年11月22日(金)



認定について

	こども園つみき(公立) 京町 152	宮の森こども園(私立) 上厚真 258-7
教育<1号認定> 満3歳以上で教育を希望	教育標準時間認定 教育時間:8時45分～13時00分	
保育<2号認定> 満3歳以上で 「保育の必要な事由」に該当し保育を希望	保育標準時間認定(最長 11 時間)※1 保育時間:7時30分～18時30分	
保育<3号認定> 生後6カ月以上満3歳未満で 「保育の必要な事由」に該当し保育を希望	保育短時間認定(最長 8 時間)※2 保育時間:①8時30分～16時30分 ②9時00分～17時00分	

※1 保育標準時間認定・・・「保育の必要な事由」に要する時間が1日あたり8時間以上

※2 保育短時間認定・・・「保育の必要な事由」に要する時間が1日あたり4時間以上8時間未満

保育の必要な事由	標準時間 認定	短時間 認定
①月に48時間以上の就労	○	○
②妊娠・出産 (産後 8 週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで)	○	
③疾病・負傷・障がい有している	○	
④同居の親族(長期間入院等を含む)の介護・看護	○	○
⑤震災・風水害・火災その他の災害の復旧	○	
⑥継続的な求職活動・起業の準備(最大90日)		○
⑦就学・職業訓練等	○	○
⑧児童虐待・DV	○	
⑨育児休業中で、すでに保育を利用している子がいて継続利用が必要な場合(下の子が2歳になる月の末日まで)		○

保育認定に該当するのは保護者のいずれもが、左記の事由に該当すると認められる場合です。
また、事由により保育の必要量(利用できる時間)が判定されます。



裏面もご覧ください



各様式は町 HP からも
ダウンロードできます→



提出書類

新規入園希望児	継続利用希望園児
・支給認定申請書兼こども園利用申込書 ・アレルギーに関する調査票	・現況届

必要書類は表面の「保育の必要な事由」によって異なります。

① 「就労証明書」、パートタイムや変則時間就労の場合は勤務表(シフト表)の写し
※「就労証明書」の様式が新しくなりました。以前の様式では受付出来ませんのでご注意ください。

② 母子手帳等の写し
③ 診断書等の写し
④ 介護対象者の介護認定証等の写し
⑤ 罹災証明書等
⑦ 在学証明書 など

※提出書類はすべて揃ってからの提出をお願いいたします。不足書類がある場合は、受付が出来ない場合がございますので、ご了承ください。

提出先

- ・住民課子育て支援グループ(総合ケアセンターゆくり内)
- ・上厚真支所
- ・各こども園



その他

- 支給認定証の交付および入園決定通知は令和6年12月下旬頃までに送付予定です。
- 園児の面談および入園説明会などは入園決定後に各こども園で行います。
- 令和6年度から継続して利用する場合の提出書類は各こども園から配布します。きょうだいで新規入園を希望する場合は現況届の他に、新規入園を希望する子どもの「支給認定申請書兼こども園利用申込書」が必要になりますので、各所で書類を入手して提出してください。
- 入園までの流れなど詳細は町 HP をご覧ください。

問い合わせ先

◎認定・保育料・提出書類に関すること

→住民課子育て支援グループ(総合ケアセンターゆくり内 ☎0145-26-7872)

◎こども園での保育内容・見学に関すること

→こども園つみき(☎0145-27-3945)

→宮の森こども園(☎0145-28-2525)

